

別 表

共催負担金対象経費

原則として当該年度に属し、事業を実施するに当たり、下記に掲げた項目のうち、共催負担金を充てることが適当と認められる経費とする。

なお、当該年度以外の経費も対象経費とする場合がある。

〔例示〕・条例で定められた会場使用料の納付（申込時点での前納など）等

項 目	内 容
出 演 費 又 は 展 示 品 等 借 上 費	指揮料、演奏料、合唱料、俳優等出演料、会場借上料及び付帯設備使用料（練習、ワークショップ等含む。）、展示品等借上料、その他
音 楽 ・ 文 芸 費	作曲・編曲料、作詞料、稽古ピアニスト料、調律料、楽譜・楽器借料、写譜料、楽譜制作料、演出料、監修料、振付料、舞台監督料、照明・音響・効果等のプラン料、脚本料、訳詞料、著作権使用料、その他
設 営 ・ 舞 台 費	会場設営費、展示工作・撤去費、作品運搬費、大道具費、小道具費、衣裳費、メイク費、照明費、音響費、効果費、道具・展示運搬費、楽器運搬費、その他
謝 金 ・ 旅 費 ・ 通 信 費	編集謝金、原稿執筆謝金、講演講師謝金、通訳謝金、手話謝金、会場整理員謝金・警備費、出演者等交通費、出演者等宿泊費・日当、通信運搬費、各種手数料（チケット販売手数料、振込手数料、印紙代）、その他
宣 伝 ・ 印 刷 費	広告宣伝費、立看板費、チラシ・ポスター製作・印刷費、チケット印刷費、台本印刷費、資料等印刷費、プログラム及び図録等の印刷費（無料配布分に限る）、各種製作物デザイン費、その他
記 録 費	記録撮影費、編集費、記録に必要な消耗品の購入費、その他
保 険 費	保険料
企 画 制 作 費	企画料（プラン委託料又はプロデュース委託料の性格をもつもので、対象経費総額の１５％程度までとする。）

共催負担金対象外経費

事業を実施するに当たり、共催負担金を充てることが、社会通念上、適当でないもの並びに団体の自己財源により賄うべき経費は対象外経費とする。

例 示	・ 団体（主催及び構成団体を含む）の構成員に対する、出演費、音楽・文芸費、謝金等 ・ コンクール等に係る賞金・賞品 ・ グッズや記念品等に係る経費 ・ 旅費の内、航空・鉄道・船舶運賃の特別料金等（ファーストクラス等の料金、グリーン料金、特別船室料金等） ・ 事業実施に必要と認められない期間の宿泊費及び日当 ・ 販売を目的とするプログラム及び図録等の印刷費・製作費等（無料配布分と分割して計上することは可能） ・ 食糧費（弁当代、飲み物代、レセプション・パーティーに係る経費、打ち上げ費、手土産代、ケータリング代、その他名称を問わず飲食関係一式） ・ 花束代 ・ 下見・事前打ち合わせ等に係る経費 ・ 団体の事務に係る経常費（日常的な事務用品の購入等） ・ 団体の財産になる備品（製作費含む）や楽器、装置などの購入費・修繕費・保管料
-----	--